

## 合同検討会について

第三期特定健康診査等実施計画期間での特定健康診査・特定保健指導の在り方等について議論するため、「保険者による健診・保健指導に関する検討会」を開催する。

また、特定健診・特定保健指導に関するエビデンスの収集・分析等については、技術的な事項であるため、「特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会」を開催し検討を行う。

両検討会は必要に応じて合同検討会を開催し、結果を共有するとともに、共同して取りまとめを行う。

保険者による健診・保健指導  
等に関する検討会(保険局)

特定健康診査・特定保健指導  
の在り方に関する検討会(健康局)

合同検討会（平成28年1月）

（特定健康診査・特定保健指導の見直しに  
向けた検討の今後の進め方について）

第2回（平成28年1月）

（特定健康診査・特定保健指導の在り方  
について）

第18回（平成28年3月頃）

（第三期特定健康診査等計画期間における  
具体的な実施のあり方について）

↓（以降、定期的に開催）

↓（以降、定期的に開催）

合同検討会（平成28年半ば）

（特定健康診査項目に関する見直し  
の中間取りまとめ）